

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

保険金を支払う場合の限定特約条項

第1条（保険金を支払う場合）

この保険契約において、労働災害総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）およびこの保険契約に付帯された他の特約条項に規定する「身体の障害」は、新型コロナウイルス感染症（これらに起因する後遺障害（身体の一部を失い、またはその機能に重大な影響を残した状態をいいます。）または死亡を含みます。）に限ります。

第2条（休業補償保険金）

- (1) 当社が普通約款第1章法定外補償条項第1条（保険金を支払う場合—その1）（1）の規定に基づき休業補償保険金を支払うのは、保険証券記載の被保険者の被用者が業務上の事由により新型コロナウイルス感染症を被り、その療養のために4日間以上休業した場合に限ります。
- (2) 当社が支払う休業補償保険金の額は、1被用者につき **20万円** とします。

第3条（準用規定）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定を準用します。